第二十七号

令和元年

木 曜

日

八月十五

### 目 示 次

○道路の区域変更(三件)……………………………………………………………………………………………一一七 

○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出………………………………………………………………………………一一九 ○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出………………

### 告 示

# 山梨県告示第六十六号

所において、この告示の日から令和元年九月五日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

道路の種類 県道

線 名 山梨市停車場線

 $\equiv$ 道路の区域

الم إل	はで、山梨市下神内川字竹井田一八○番一○地先山梨市上神内川字古宮一三五番七地先から	区間
	旧	の旧 別新
	六·一 六·九	(メートル)敷地の幅員
	二五七・〇	(メートル)

日

新

六

五り .

一五七・

0

# 山梨県告示第六十七号

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 所において、この告示の日から令和元年九月五日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和元年八月十五日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

道路の種類

八

路 線名 塩平窪平線

三 道路の区域

地先まで
山梨市牧丘町西保下字欠ノ下二二〇八番
山梨市牧丘町西保下字欠ノ下二二一九番 区 間 の旧 別新 旧 新 一 二 三 三 三 四 四 (メートル)敷地の幅員  $\equiv$ 一四・六 (メール 八・〇 八 ド ル )長

0

# 山梨県告示第六十八号

所において、この告示の日から令和元年九月五日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

道路の種類

令和元年八月十五日

路 線名 高下鰍沢線

 $\equiv$ 道路の区域

巨摩郡富士川町最勝寺字城山三一一	たから	区
九番	九番	間
	旧	の旧 別新
-	七・七〜	(メートル)敷地の幅員
	一八.	(メートル)

梨 県 公 報 第二十七号 令和元年八月十五日

Щ

Щ

地先まで 新 四 ー・ 六五 ・ <sup>~</sup> 三 八・〇

# 山梨県告示第六十九号

設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和元年九月五日まで一般 路の供用を開始する。その関係図面は、 の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

i	八三番四地先まで八三番四地先まで	線プ	其
	上予京 上予京庁上予京字		产 1
が延	線 名 区 間	路	重道質路の

## 山梨県告示第七十号

設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和元年九月五日まで一般 路の供用を開始する。その関係図面は、 の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

県道	種道 類路
野四 原日	路
線市場場	線
上	名
七〇九番一地先まで上野原市上野原字鳥居ノ前一七一九番一地先から上野原字鳥居ノ前一上野原市上野原字鳥居ノ前一	区間
九二・六	(メートル) 長
月十五 日 石 日 八	期日開始の

# 山梨県告示第七十一号

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県富士·東部建設事

> 務所 (吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎

幸

太 郎

指定の年月日 令和元年八月七日

二 指定道路の位置 二十二及び千百七十七番二十四 都留市桂町千百七十七番十三、千百七十七番十七、千百七十七番

 $\equiv$ 指定道路の幅員 最大六・一三メートル 最小六・○二メートル

指定道路の延長 三十四・一〇メートル

兀

### 公 告

# 大規模小売店舗の所在地等の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が 次のとおり

令和元年八月十五日

ビル十一階 外二者 レストモール 代表取締役 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社フォ 今西弘康 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友 山梨県知事 長 崎 幸太郎

二 届出の概要

1 郡富士河口湖町小立字白木平八千十七番一外 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール富士河口湖 山梨県南都留

2 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

白木四	変更前
白木四千二百八十六番一外山梨県南都留郡富士河口湖町小立字	
白木平八千十七番一外山梨県南都留郡富士河口湖町小立字	変更後

 $(\underline{\phantom{a}})$ 表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代 幸太郎

ティ株式会社 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 代表取締役 船橋啓二 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 MULプロパ

大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニクロ甲斐アルプス通り店 山梨県甲斐市

Щ

梨

県

公

報

第二十七号

令和元年八月十五日

西八幡字東冷間千四百三十四番一外

2 にあっては代表者の氏名 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人

変更前	変更後
二番二十四号 受知県名古屋市中区丸の内三丁目二十 受知県名古屋市中区丸の内三丁目二十 で表取締役 葛谷悦敏	東京都千代田区丸の内一丁目六番五号代表取締役 船橋啓二

- 3 変更の年月日 令和元年六月二十日外
- 届出年月日 令和元年七月三十日

几 センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

Ŧ. 縦覧期間 この公告の日から令和元年十二月十六日まで

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が 次のとおり

令和元年八月十五日

ビル十一階 レストモール 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社フォ 代表取締役 今西弘康 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友

山梨県知事

長

崎

太郎

- 二 届出の概要
- 1 士川町青柳町九百七十三番一外 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール富士川 山梨県南巨摩郡富
- 2 変更した事項
- 表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

変更前 変更後

Щ

代表取締役 今西弘康	株式会社フォレストモール	
ル十一階	東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビ	

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 代表取締役 新宿住友ビル十一階 株式会社フォレストモール 多田直樹 新宿住友ビル十一階 代表取締役 今西弘康 株式会社フォレストモール

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

変更前	変更後
外未定 小梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 小梨県甲府市徳行一丁目二番十八号	丁目二番十八号 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号   代表取締役 荻野寛二   株式会社オギノ

3 変更の年月日 平成二十六年三月二十日外

届出年月日 令和元年七月三十一日

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

Ŧi. 縦覧期間 この公告の日から令和元年十二月十六日まで

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出が

令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

### 届出者

 は	氏
は代表者の氏名	氏名又は名称及び法人にあって
	住所

代表取締役 赤井幹雄 DCMくろがねや株式会社	代表取締役 大森朋彦	代表取締役 今西弘康 株式会社フォレストモール
山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	山梨県富士吉田市下吉田五丁目十五番二十九号	ル十一階 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビ

## 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 フォレストモール富士河口湖
- 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立白木平八千十七番一外
- 2 変更しようとする事項

型   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	変更事項	変更前	変更後
入口の数及び位 位置 届出の図面のとおり 位置車場の自動車の 数 十箇所 数 四	収容台数駐車場の位置及び	容置台	台
	置出入口の数及び位駐車場の自動車の	置十	四

- 3 変更する年月日 令和二年四月一日外
- 届出年月日 令和元年七月三十一日

兀 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

Ŧī. 縦覧期間 この公告の日から令和元年十二月十六日まで

# 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和元年八月十五日

発行者	山梨
山梨県	梨県公報
甲府市丸	第二十七号
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和元年
番一号	令和元年八月十五日
印刷所	
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
·ш	
	111111